

I 第二版刊行にあたって

用語の解説集＜第二版＞の発行における作成の目的及び経緯、記載内容にかかる留意事項などは下記の通りである。なお、用語の解説等のために参考とした書籍・論文などは膨大な量に及ぶため、第一版に準じて、最低限度のものの記載とした。

1. 「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集＜第一版＞」の改訂の背景

1) 中央教育審議会答申における指摘と学校保健安全法の改正

2008年1月の中央教育審議会答申の提言、2008年6月の学校保健安全法公布などによって用語の表記や解説に新たな内容を盛り込む必要が生じていることから第二版発行にむけた改訂作業を行う。

2) 第一版の改訂にむけた会員の意見

上記1)のような背景から、2008年10月の総会において、2009年度事業計画として「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集＜第一版＞」の改訂作業を提案し承認された。そこで、学会活動委員会が中心となって、＜第一版＞に対する会員の意見を把握することにした。

調査内容は、下記4項目で構成した。

- A. 解説集＜第一版＞で取り上げている30語について、用語の定義や解説を「改訂したほうがよい」と「このままでよい」のいずれかを選択する。
- B. 上記Aで「改訂すべきとした理由」を記入する。
- C. 新たに上記Aに追加すべきと思う用語とその理由を記入する。
- D. その他、解説集に関する意見があれば自由に書く。

(1) 「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集」に対する意見

Dの質問には13名の記載があり、「全体的に、学校保健安全法とその他関係法令の改正された部分との整合性を確認しなければならない。」のように改訂ポイントを指摘する意見があった。また、「共通の用語の概念を用いて私達養護教諭が実践を実践知として共有していくことはとても重要と思う。」「大変役に立つものになると思う。困ったとき、誰もがこの解説集を読むことで、知識・理解の共通化が図れていくと思う。」「各自で解釈しているのではなく、共通認識で用語を使用でき、意義が大きい。」といった解説集の意義にふれた意見があった。その一方で、「社会全体にコンセンサスを得るにはどうしたらよいのかが課題である。」との指摘もあった。

今後にむけては、「全養護教諭が手元に置いて活用してほしい。」「言葉を現職養護教諭に浸透させるよう、宣伝周知してほしい。」「是非、出版してほしい。」「学会で出すだけでなく、書店に置いてほしい。広く一般に養護教諭のことを知ってもらいたい。」などの要望や、「解説集の内容を固定的に捉えるのではなく、今回の調査のように問い合わせることは賛成である。」「更に充実、発展させていただくこと、又そのために会員が協力することを提案する。」などの意見がみられた。

(2) <第一版>の30語に対する意見

Aの質問には65名の回答があり、「改訂したほうがよい」との意見は次表の通りであった。

専門用語	人数	専門用語	人数	専門用語	人数
1.養護	4	11.(養護教諭の)...観	4	21.健康観察	4
2.養護学	4	12.学校保健	4	22.健康課題	4
3.養護教諭	3	13.学校保健経営	8	23.健康教育	3
4.養護教諭教育	4	14.保健室	3	24.ヘルスプロモーション	0
5.養護教諭の活動過程	4	15.保健室経営	3	25.アセスメント	7
6.養護実践	5	16.保健室登校	2	26.組織活動	1
7.養護診断	5	17.健康相談活動	15	27.支援	3
8.養護実習	4	18.救急処置/救急処置活動	5	28.連携	2
9.養護教諭の資質・能力	8	19.健康管理	2	29.コーディネート	3
10.養護教諭の職務	7	20.健康診断	3	30.危機管理	3

しかしながら、Bの質問である「改訂すべきとした理由」の記述件数は平均して1~2件に減少し、具体的な内容は下記のようなものであった。これらの意見を参考にしつつ、用語の表記や定義、解説について再確認し再検討することにした。

専門用語	改訂すべきとした理由
2.養護学	大辞泉によると、「理論」は、個々の現象を法則的統一的に説明できるように筋道を立てて組み立てられた知識の体系。また、実践に対応する純粋な論理的知識。定義の“理論と知識”に概念の重複がある。“理論・技術・態度”はどうか。
6.養護実践	養護活動と改訂するのがよい。定義の中にも、「・・・教育活動」と明記して「活動」の語句をしようしているのにわざわざ「実践」を用いるのは non-sense とも言える。1988年出版の『養護活動の基礎』において、保健活動とか保健室活動なる語を使う風潮が一変した功績は大きい。
7.養護診断	養護教諭が行なっているように理解されづらいのではないか。
8.養護実習	学校へ出むいてでなく、もっと他の表現があるのではないか。
9.養護教諭の資質・能力	資質・能力は専門的なものにとどまらない。平成20年の中央教育審議会答申、学校保健安全法をうけた内容とする。
10.養護教諭の職務	職務と役割の区別が必要。保体審、その後の答申(中教審)などを考慮して定義の部分を改訂してはどうか。
12.学校保健	学校保健安全法制定に伴う文言の整理(ex:学校保健安全計画→学校保健計画、学校安全計画)
13.学校保健経営	学校と付くと運営という語句の方が適する気がする。主体は誰になるのかあいまい。「学校経営」「保健室経営」との意味の整理(関係性について)が難しい。
16.保健室登校	教室に入れるようになるまでの一時的な対応という内容が伝わってこない。あくまでも支援の形のひとつということを明らかにした方がいい。
17.健康相談活動	学校保健安全法「健康相談」と健康相談活動の概念の整理が必要。平成20年中央教育審議会答申、学校保健安全法をうけた内容とする。
21.健康観察	学校保健安全法に改訂されたことによる。
22.健康課題	集団を対象にしているように読みとれる。個別なもの(意味)も含める。
25.アセスメント	養護診断過程のアセスメントという位置づけなのか不明確。フィジカルアセスメントをアセスメントの一特殊分野として取上げるよりも、独立した項目として新たに設けるほうが適切。
30.危機管理	PTSDの追記

(3)新たに追加すべき用語に関する意見

Cの質問には 20 名の記載があり、多い順に「保健指導」5名、「健康相談」4名、「カウンセリングマインド」・「学校環境衛生」・「発達課題」・「フィジカルアセスメント」・「マネジメント」・「養護教諭の役割」は各 2名であった。その他、「別室登校」「卒後研修」「協働」「養護活動」などの 36 語について各 1名が挙げていたが、中には、<第一版>の 30 語の解説で類義語として取り上げられている語もみられた。

「保健指導」を追加する理由には「学校保健安全法の改正で、養護教諭を中心として関係職員の協力の下で実施されるべきことと示されたので」とあり、「健康相談」の理由には「法改正に伴い必要。健康相談を養護教諭の視点でとらえるとどうなのか定義がない。」と記されていた。第二版作成にあたり、「保健指導」と「健康相談」を追加することにした。

2. 「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集」改訂ワーキングの設置

解説集の改訂については常置の学会活動に位置づけていること、改訂ワーキング（以下、改訂 WG）は用語の解説内容等のたたき台を提案する役割を担うことから下記のようなメンバー構成とすることを理事会で承認した。ただし、提案内容は理事会の議を経て成案としたことにした。

- 1) 改訂 WG メンバーとして、<第一版>の編集にかかわった人を中心依頼する。
- 2) 学会活動担当の理事は、改訂 WG のメンバーとなる。なお、現理事の任期は 2012 年 3 月であるが、2012 年 9 月頃に予定している<第二版>の発行までは WG メンバーとして責任を持つ。

3. 改訂の基本方針（解説集<第二版>編集における留意点）

第一版の作成趣旨をふまえて、下記のような方針で加筆修正を行うことにした。

1) 基本方針

- (1) 改正された法律や審議会答申に関連させた内容とする。
- (2) <第一版>の「まえがき」で述べられている「3. 編集における留意点」（下記 2）の通り）をふまえる。
- (3) 会員対象に実施したアンケート結果の意見や学術集会のプレコングレスで収集した意見を参考にする。
- (4) 改訂版であることに留意し、文字や文章の修正を丁寧に行う。

2) 編集における留意点

上記の通り、<第一版>で示した原則をふまえる。ただし、※印の事項は<第二版>において特に配慮した。

(1) 用語の抽出に際して考慮したこと

- ①行政用語、法律用語、教育学の用語などは除く。
- ②一般的に使われる言葉でも、養護教諭の専門性と深くかかわるものは取り上げる。
- ③知識としておさえておきたい言葉を含む。

※学校保健安全法の施行にともなって定義すべき用語を加えた。

(2) 表記に関して留意したこと

①英語表記

- ・school を付ける語と付けない語を区分し、付した場合は「解説」での説明で学校という立場を意識して述べる。

※ネーティブの翻訳業者による校閲を受けて一部修正した。

②キーワード

- ・定義や解説の中で使用されている語句を 10 語以内で示す。

※第一版よりも精選した。

③定義

- ・原則として、「〇〇とは～である。」のように述べ、200 字以内で簡潔にまとめる。

④解説

- ・1,600 字以内を原則として、定義の解説になるように背景や根拠を記述する。

- ・類義語については解説の最後でふれる。

- ・法律は、文中に「(学校教育法第 37 条第 7 項)」のように示す。

- ・辞典は、文中に「(広辞苑)」のように示す。

- ・著者名は、文中に書かない。

- ・西暦での表示を基本とするが、審議会などで年号を必要とする場合は例外とする。

※32 語間の関係に留意して、「解説」の中で他の用語にふれた場合は、その箇所に (No.3 養護教諭参照) のように付記した。

⑤文献

- ・文献は精選し、他分野の引用はその道の専門家による記述を用いる。

- ・引用文献は番号、参考文献は〇印で表記して区分する。

- ・HP は行政機関のような公的なものに限る。

4. 掲載する用語

1) 追加した用語と変更した用語

- (1) 新たに、「20.保健指導」と「22.健康相談」を追加した。
- (2) 「10.養護教諭の職務」は「10.養護教諭の職務と役割」に変更した。
- (3) 「25.アセスメント」は「24.ヘルスアセスメント」に変更し、「23.健康観察」の次に移動した。
- (4) 「11.(養護教諭の)...観」は「11.養護教諭の「観」」に変更した。

2) 32 語の掲載順

第一版の 30 語と同様に、第二版の 32 語も下記のような 4 区分でくくり、各グループの中でのつながりなどに配慮して並べた。

①養護や養護教諭という言葉が含まれている養護教諭固有の用語 (No.1~11)

②養護教諭の専門性を示す上で欠かせない用語 (No.12~18)

③健康に関する事柄であり学校という視点が必要な用語 (No.19~27)

④一般的に使われる言葉であるが養護教諭にとって重要な意味をもつ用語 (No.28~32)

<第二版>に掲載した用語は下記の32語である。

No.	用語	No.	用語	No.	用語
1	養護	12	学校保健	23	健康観察
2	養護学	13	学校保健経営	24	ヘルスアセスメント
3	養護教諭	14	保健室	25	健康課題
4	養護教諭教育	15	保健室経営	26	健康教育
5	養護教諭の活動過程	16	保健室登校	27	ヘルスプロモーション
6	養護実践	17	健康相談活動	28	組織活動
7	養護診断	18	救急処置／救急処置活動	29	支援
8	養護実習	19	健康管理	30	連携
9	養護教諭の資質・能力	20	保健指導	31	コーディネート
10	養護教諭の職務と役割	21	健康診断	32	危機管理
11	養護教諭の「観」	22	健康相談		(No.は掲載順)

以上のように、会員から寄せられた意見も参考にしながら、「保健指導」と「健康相談」の2語を新たに加え、一部の用語は「養護教諭の職務と役割」、「養護教諭の「観」」、「ヘルスアセスメント」に変更した。

全体を通して、「言葉の表記の統一」（例えば、児童生徒等）、「文章表現の修正」、「キーワードの整合性」、「文献の精選」、「英語表記の検討」も行ったが、依然として「保健室登校」の英語表記に教育的意義をもたせるなどの課題は残された。

今後も、養護教諭にかかわる全ての人が専門用語の理解を深めることができるよう、「養護教諭の専門領域に関する用語」についての検討を重ねていきたい。<第二版>に関する忌憚のないご意見をいただければ幸甚である。

2012年9月吉日（学会設立20周年を記念して）

「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集」改訂ワーキング一同